

< 宿泊者名簿について >

※国内に住所を有しない外国人宿泊者の場合

営業者は、宿泊者に対し、宿泊者名簿（氏名・住所・連絡先・国籍*・旅券番号*）への正確な記載を働きかける必要があります。

なお、国内に住所を有しない外国人宿泊者については、パスポートの呈示を受け、かつ、写しを保存することにより、一部（氏名・国籍・旅券番号）の記載を省略することができます。

宿泊者名簿は、作成の日から3年間保存してください。

また、宿泊者は営業者から請求があったときは宿泊者名簿の記載事項を告げなければなりません。

顔写真の入った見開きページを
コピーして下さい。



【注意事項】

●日本国内に住所を有する外国人への対応について

宿泊者が、自らの住所として日本国外の地名を告げた場合には、国籍及び旅券番号の確認が必要ですが、宿泊者が日本国内の住所を告げた場合には、外国人と推測される場合であってもそれ以上の確認をすることを法令等では求められていません。

●日本国内に住所を有しない外国人への旅券の呈示及び写しの保存について

- (1) 宿泊者名簿の記載に正確を期する必要があるための措置です。
- (2) 営業者の求めにもかかわらず、当該宿泊者が旅券の呈示を拒否する場合は、当該措置が国の指導によるものであることを説明して呈示を求め、さらに拒否する場合には、当該宿泊者は旅券不携帯の可能性があるものとして、最寄りの警察署に連絡する等適切な対応を行ってください。
- (3) 警察官からその職務上宿泊者名簿の閲覧請求があった場合には、捜査関係事項照会書の交付の有無にかかわらず、当該職務の目的に必要な範囲で協力してください。なお、この場合には、捜査関係事項照会書の交付がないときであっても、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第1項第4号の場合に該当し、本人の同意を得る必要はありません。

「旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について」

（平成17年2月9日付け健発第0209001号厚生労働省健康局長通知）

「旅館等における宿泊者名簿への記載等の徹底について」

（平成26年12月19日付け健衛発1219第2号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

●連絡先について

感染防止対策の観点から、宿泊者が特定感染症の患者等やその関係者等であった場合に、必要に応じて直接連絡をとることが可能な電話番号やメールアドレスなどです。